

令和7年度実施

FUJI CITY
富士市 いただきへの、
はじまり

富士市職員 採用試験 案内

追加日程

▼募集職種

一般事務職、土木技術職、
建築技術職、電気技術職、
機械技術職、保健師、
心理判定員（任期付職員）



- ・職種に関わらず別日程との併願受験が可能です。

(例)春日程で一般事務職を受験した方でも、本試験で土木技術職等の他職種を受験できます。

受付期間

令和7年12月19日(金)～令和8年1月6日(火)

(※電子申請で申し込みをしてください。最終日の受付は午後5時15分までです。)

1次試験日

■ 一般事務職

令和8年1月18日(日)

■ 土木技術職、建築技術職、電気技術職、
機械技術職、保健師、心理判定員（任期付）

令和8年1月17日(土)、18日(日)

会場

富士市役所

富士市では、「歴史と伝統をうけつぎ、明日にむかって、豊かな産業と文化のまちづくりをすすめるため」(※)に、公務はもちろんのこと、まちづくりなどの地域活動にも、積極的にチャレンジできる人材を求めていきます。(※)「富士市民憲章」前文より

1 試験職種及び採用予定人員

| 試験職種 | 採用予定人員 | 業務の内容 |
|------------------|--------|--|
| 一般事務職 | 10人程度 | 市役所本庁、又は出先機関などにおいて、一般事務的業務に従事します。 |
| 土木技術職 | 若干人 | 市役所本庁、又は出先機関などにおいて、土木技術的業務に従事します。 |
| 建築技術職 | 5人程度 | 市役所本庁、又は出先機関などにおいて、建築技術的業務に従事します。 |
| 電気技術職 | 5人程度 | 市役所本庁、又は出先機関などにおいて、電気技術的業務に従事します。 |
| 機械技術職 | 若干人 | 市役所本庁、又は出先機関などにおいて、機械技術的業務に従事します。 |
| 保健師 | 5人程度 | 市役所本庁、又は出先機関などにおいて、保健業務に従事します。 |
| 心理判定員 (任期付職員) | 1人 | 富士市立こども発達センターなどにおいて、発達相談支援及び心理コンサルテーション業務に従事します。 |

採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合があります。

申込できる職種は一つに限ります。申込後の試験職種・区分の変更はできません。

2 受験資格等

※試験区分のうち「大卒程度」は、試験内容が大学卒業程度を意味し、受験資格として学歴を問いません。

(1) 一般採用

| 職種 | 試験区分 | 受験資格 |
|------------------|-------|--|
| 一般事務職 | 大卒程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人 |
| 土木技術職 | 大卒程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人(障害者は昭和39年4月2日以降) |
| 建築技術職 | 大卒程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人(障害者は昭和39年4月2日以降)で、学校教育法による大学・短大等(短大相当を含む。)で建築技術の専門課程を履修し、卒業した人又は令和8年3月に卒業見込みの人 |
| 電気技術職 | 大卒程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人(障害者は昭和39年4月2日以降)で、学校教育法による大学・短大等(短大相当を含む。)で電気技術の専門課程を履修し、卒業した人又は令和8年3月に卒業見込みの人 |
| 機械技術職 | 大卒程度 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人(障害者は昭和39年4月2日以降)で、学校教育法による大学・短大等(短大相当を含む。)で機械技術の専門課程を履修し、卒業した人又は令和8年3月に卒業見込みの人 |
| 保健師 | 免許資格職 | 昭和60年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人又は令和8年3月までに取得見込みの人 |
| 心理判定員 (任期付職員) | 免許資格職 | 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、臨床心理士、臨床発達心理士、公認心理師のいずれかの資格を有する人又は令和8年3月までに取得見込みの人 |

(2) 経験者採用

<求める人材>

民間企業等で培われた知識や経験を富士市の行政に活かしたいという強い意欲があり、
広い視野と柔軟な発想を持ち、直ちに活躍できる人

| 職種 | 試験区分 | 受験資格 |
|-------|------|--|
| 建築技術職 | 大卒程度 | 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、平成28年4月1日以降、建築の設計、施工管理の経験(建築士法施行規則第1条の各2号に規定する実務に限る。)を通算5年以上有する人(※) |
| 電気技術職 | 大卒程度 | 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、平成28年4月1日以降、電気設備の設計・施工管理又は上下水道施設の維持管理等に関する経験を通算5年以上有する人(※) |
| 機械技術職 | 大卒程度 | 昭和39年4月2日以降に生まれた人で、平成28年4月1日以降、機械設備の設計・施工管理又は上下水道施設の維持管理等に関する経験を通算5年以上有する人(※) |

(※) 職務経験期間は令和8年3月31日までに経験年数が5年に達する場合を含みます。

また、最終合格者は、内定後に職歴を証明する書類等を提出していただきます。

(必要な職務経験期間の確認ができない場合は、採用(内定)を取り消します。)

◎ 職務経験年数の考え方

- ① 1つの民間企業等で週30時間以上の勤務を、満1年以上継続して就業していた期間について、複数のものを通算することができます。職務経験を合算し、1ヶ月未満の期間がある場合は、30日をもって1月と計算します。
- [例1] A社2年、B社1年6ヶ月20日、C社1年5ヶ月10日
→4年11ヶ月30日→通算5年となり、受験資格あり。
- [例2] A社4年、B社6ヶ月20日、C社5ヶ月10日
→B社とC社は1年に満たないため、通算4年となり、受験資格なし。
- ② 休職・休業期間(育児休業、介護休業、病気休職等)は、職務経験期間に含めることができません。
- ③ 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

◎ 給与等の例（経験者採用）

大学卒業直後に民間企業等で正規職員として一定期間勤務し、その後に当該職種で採用された場合、令和7年4月1日における初任給(地域手当を含む。)は、それぞれ次のとおりです。

| 職務経験年数 | 建築技術職、電気技術職、機械技術職 |
|--------|-------------------|
| 10年 | 288,709円 |
| 15年 | 297,258円 |
| 20年 | 304,983円 |

※ 初任給は、採用職種の他、学歴や採用される以前の職歴等に応じて、一定の基準により決定しますので、上記の例と異なる場合もあります。

※ 上記のほか、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当などが、それぞれの支給基準に基づき支給されます。

【注意事項】

- (1) 免許等を要する職種については、令和8年3月31日までに取得見込みの人、又は令和7年度に行われる国家試験・資格試験により取得見込みの人を含みます。また、免許等を取得できなかった場合は、採用(内定)を取り消します。
- (2) 昭和39年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人については、一般採用枠では障害者(※)に限り土木技術職、建築技術職、電気技術職、機械技術職の職種において受験ができます。
※障害者は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている人とします。
但し、手帳がない方でも以下のいずれかの書類を試験日に提示できる方は受験できます。
- ①都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)
②児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- 試験日に、手帳又は、上記①、②を確認しますので、当日ご持参ください。また、最終合格者は各々の写しを提出していただきます。
- (3) 次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ① 日本国籍がない人(令和7年3月31日までに国籍取得見込みの人を除く。)
② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
○ 富士市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
○ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法、日時、会場及び合格発表

(1)一般採用・経験者採用

① 第1次試験

| 職種 | 試験科目 | 試験日 | 会場 | 合格発表 |
|----------------------------------|------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---|
| 一般事務職 | キャリアシート(作文) 総合適性検査 | 令和8年 1月18日(日) | | |
| 土木技術職 建築技術職 電気技術職 機械技術職 | 総合適性検査 個別面接 | | 富士市役所 (富士市永田町 1丁目100番地) | 1月26日(月)頃 市ウェブサイトに 合格者の受験 番号を掲載 (合格者のみ通知) |
| 保健師 | 総合適性検査 個別面接 作文試験 | 令和8年 1月17日(土)、 18日(日) | | |
| 心理判定員 (任期付職員) | 個別面接 作文試験 | | | |

(注1)キャリアシートの内容は1月9日(金)頃にお知らせします。1月17日(土)までに所定の電子申請フォームに接続し、提出していただきます。

(注2)一般事務職以外の職種は第1次試験のみ実施し、合格した場合、内定の手続きに進みます。

☆総合適性検査の時間と出題分野

| 職種 | 時間 | 出題分野 |
|---|------|--|
| 一般事務職 | 120分 | SPI3による能力検査(言語的理解、数量的理解、論理的思考等)及び性格検査(※) |
| 土木技術職 建築技術職 電気技術職 機械技術職 保健師 | 70分 | SPI(GAT)による能力検査(言語的理解、数量的理解、論理的思考等) |

(※)性格検査は、一般事務職のみ実施し、面接試験の参考資料とします。

② 第2次試験

| 職種 | 試験科目 | 試験日 | 会場 | 合格発表 |
|-------|--------------------|--------------|-------------------------------|---|
| 一般事務職 | 面接・ プレゼンテーション試験 | 令和8年1月31日(土) | 富士市役所 (富士市永田町 1丁目100番地) | 2月10日(火)頃 市ウェブサイトに合格者の 受験番号を掲載 (合格者のみ通知) |

4 受験手続

【追加日程】

受付期間

令和7年12月19日(金) 午後1時00分から
8年 1月 6日(火) 午後5時15分まで

※期限に余裕を持って申し込みをしてください。

(1) 申請方法

富士市人事課ウェブサイトの「市職員採用情報」にある
「令和7年度実施 富士市職員採用試験【追加日程】」のページより、
「富士市職員採用試験電子申請フォーム」へ接続してください。
(電子申請フォームは、12月19日(金)午後1時に公開となります。)



《市職員採用情報》

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shiseijoho/jinji/saiyo/shishokuin/index.html>

(2) 受験票について

1月9日(金)頃までに、登録されたメールアドレスに受験票を添付して返信いたします。
受験票には、試験時間、試験会場などが記載されています。試験当日に写真を貼付して持参してください。

5 試験結果の開示

採用試験の結果については、受験者本人に限り下記により開示します。

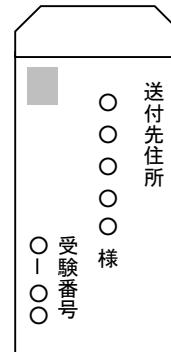
| 試験区分 | 対象者 | 開示内容 |
|-------|---------------|--------------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験 不合格者 | 第1次試験の総合得点、 科目別得点及び順位 |
| 第2次試験 | 第2次試験 不合格者 | 第2次試験の総合得点 及び順位 |

＜請求方法＞

採用試験の結果については、郵送により開示します。

希望者は、次の書類等を試験当日に持参してください。

- ① 試験結果開示請求書(市ウェブサイトからダウンロード・印刷し、必要事項を記入したもの)
 - ② 住所、氏名、受験番号を記載し、110円切手を貼った返信用封筒(長形3号、下図参照)
- ※電話や窓口での開示請求は受け付けていません。



送付用封筒 長形3号
(タテ 235mm × ヨコ 120mm)

6 採用及び給与

- (1) 最終合格者には、健康診断書を提出していただきます。
- (2) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、その中から任命権者が採用者を決定します。
- 採用は、令和8年4月1日の予定です。
- また、心理判定員は令和9年3月31日までの任期となります、勤務成績等により採用された日から3年を超えない範囲内で任期を延長することがあります。
- (3) 初 任 納(令和7年4月1日現在) ※一般採用

| 職 種 | 給料月額 (地域手当を含む。) |
|------------------|-----------------|
| 一般事務職 | |
| 土木技術職 | |
| 建築技術職 | 244,728 円 |
| 電気技術職 | |
| 機械技術職 | |
| 保健師 | |
| 心理判定員 (任期付職員) | 252,144 円 |

※ ただし、就職歴等により異なります。(経験者採用の方は、4ページ「給与等の例」をご覧ください。)
その他に通勤手当、扶養手当、住居手当、期末勤勉手当などが状況に応じて支給されます。

7 勤務条件

- (1) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで (1日7時間45分)
- (2) 休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
- (3) 休 暇 年次有給休暇 年間20日付与 (採用1年目は15日)
このほかに特別休暇(夏季休暇、結婚休暇、忌引休暇など)、
育児休業制度などがあります。

※ 休日、休暇、勤務時間は、配属先、職種により上記と異なる場合があります。

8 育成

(1) 全体研修

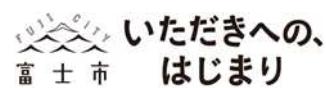
職員研修では、職員一人ひとりが主体性を発揮しながら、市民目線で公平に物事に取り組み、将来を見据え情熱を持って果敢に行動することのできる人材の育成を目指しています。

人材育成を機能させる重要な要素である研修制度では、職員に求められる-能力や志向が身につくよう、基本(階層別)研修、専門・特別研修、派遣研修などの場で能力開発の機会を提供します。

(2) 土木技術職に特化した研修制度の充実

本市では令和6年度から、土木技術職員としての着実なスキルアップを図るための専用の研修制度を充実させ、計画的な人材育成を行っています。

この研修を通じて、土木技術職員として従事していく上で必要な専門性の確保に繋げます。



富士市役所で働くこ^う！

令和7年度実施 富士市職員採用試験



【富士市ブランドロゴ】
富士山のすそ野を、田子の浦の波に。
富士山と海をあわせもつ、
富士市ならではのオリジナリティです。

● お問い合わせ

富士市役所 総務部 人事課

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話 (0545)55-2711(直通)

FAX (0545)53-6669

メール jinji@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市ウェブサイト <http://fujishi.jp/>



富士市職員採用 